

令和3年度雇用保険法に基づく 各種助成金等の変更点について

いしわ社会保険労務士事務所

所長・社会保険労務士

石和 信人

I. 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の 一部改正関係

1. 労働移動支援助成金
2. 65 歳超雇用推進助成金
3. 特定求職者雇用開発助成金
4. トライアル雇用助成金
5. 中途採用等支援助成金
6. 両立支援等助成金
7. 人材確保等支援助成金
8. キャリアアップ助成金
9. 障害者雇用安定助成
10. 人材開発支援助成金
11. 高年齢労働者処遇改善促進助成金
12. 東日本大震災に伴う特例措置
13. 認定訓練助成金事業費補助金

1. 労働移動支援助成金

【改正後の内容】

当面の間、優遇助成について新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合は次のとおり助成《支給額》

通常の助成	優遇助成	優遇助成（賃金上昇）
30 万円	80 万円	100 万円

※「**優遇助成**」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成

2. 65 歳超雇用推進助成金

【改正後の内容】

イ) 定年引上げ又は定年の定めの廃止

措置内容（引上げ年齢） 60 歳以上被保険者	65 歳	66～69 歳		定年の引上げ （70 歳以上）又は 定年の定めの廃止
		5 歳未満	5 歳以上	
10 人未満	25 万円	30 万円	85 万円	120 万円
10 人以上	30 万円	35 万円	105 万円	160 万円

2. 65 歳超雇用推進助成金

【改正後の内容】

□) 希望者全員を 66 歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げ年齢) 60 歳以上被保険者	66～69 歳		70 歳以上
	4 歳未満	4 歳	
10 人未満	15 万円	40 万円	80 万円
10 人以上	20 万円	60 万円	100 万円

2. 65 歳超雇用推進助成金

【改正後の内容】

八) 他社による継続雇用制度の導入（令和3年度より助成対象に追加）

措置内容	66～69 歳		70 歳以上
	4 歳未満	4 歳	
支給額（上限額）	5 万円	10 万円	15 万円

3. 特定求職者雇用開発助成金

【改正後の内容】

イ) 助成金の整理統合

- ・ 障害者初回雇用コース奨励金⇒令和2年度限りで廃止

4. トライアル雇用助成金

【改正後の内容】

イ) 一般トライアルコース助成金の見直し

- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98号）第 15 条の認定を受けた事業主が 35 歳未満の者を雇い入れた場合に、支給額を月額 5 万円とする助成措置⇒ **廃止**

4. トライアル雇用助成金

【改正後の内容】

□) 障害者トライアルコース助成金の見直し

- ・ 障害者がテレワークで勤務する場合（1週間の所定労働時間の1/2以上を在宅又はその事業主が指定した事業所であり障害者が所属する事業場と異なる事務所で勤務する場合をいう。）には、**最大6か月までのトライアル雇用を可能**

4. トライアル雇用助成金

【改正後の内容】

□) 障害者トライアルコース助成金の見直し

	支給額	トライアル期間
精神障害者以外	月額4万円（最大3か月）	最大3か月 ※ <u>テレワークで勤務する場合は、最大6か月（支給期間は最大3か月）</u>
精神障害者	1～3か月：月額8万円 4～6か月：月額4万円 （最大6か月）	最大12か月（支給期間は最大6か月）

5. 中途採用等支援助成金

【改正後の内容】

- ・ 中途採用拡大コース奨励金の見直し

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大（①中途採用率の拡大、②45 歳以上の者を初めて採用又は③中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数を拡大）を図った事業主に対して次のとおり助成

5. 中途採用等支援助成金

【改正後の内容】

- ・ 中途採用拡大コース奨励金の見直し

	①中途採用率の拡大を図った場合		②45 歳以上の者を初めて採用した場合	③中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数の拡大を行った場合
	20 ポイント以上 40 ポイント未満 向上	40 ポイント以上 向上		
助成額	50 万円	70 万円	60 万円	30 万円
	期間前の中途採用率が 0 %であった場合、上記に加えて 10 万円		60 歳以上の者を初めて採用した場合、上記に加えて 10 万円	対象者の 1 年間の定着状況について、一定の要件を満たす場合、上記に加えて 20 万円
生産性要件を満たした場合の上乗せ助成額	25 万円		30 万円	15 万円

5. 中途採用等支援助成金

【改正後の内容】

- ・ 中途採用拡大コース奨励金の見直し

※ ①は中途採用計画期間前３年間の中途採用率が60%未満の事業主を対象

③は中途採用計画の策定に加えて中途採用に係る定性及び任意の定量情報の公開を行う事業主を対象

6. 両立支援等助成金

【改正後の内容】

- イ) ①再雇用者評価処遇コース助成金の廃止（令和2年度限り）
 - ②介護離職防止支援コース助成金（新型コロナウイルス感染症
対応特例）⇒令和3年度末まで延長

6. 両立支援等助成金

【改正後の内容】

□) 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の見直し

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話を
する労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度（ベビーシッターやテ
レワーク、フレックスタイム制等、学校休業等があっても勤務継続できる制
度）を導入し、当該特別休暇を取得させた事業主に対し助成金を支給

《支給額》

上記に係る特別休暇の利用者が出た場合、1人当たり5万円

※ 1企業10人まで（上限50万円）

6. 両立支援等助成金

【改正後の内容】

ハ) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援

コース助成金の見直し⇒支給要件と支給額の変更

- ・ 特例措置の制度整備、周知及び休暇付与の期間を令和4年1月31日まで
- ・ 支給対象となる休暇付与日数を合計20日以上
- ・ 支給は一人につき一律28.5万円とし、一事業主あたりの申請することが可能な労働者数の上限を5人

6. 両立支援等助成金

【新規制度の概要】

二) 不妊治療両立支援コース助成金の創設

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対し助成金を支給

※不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

6. 両立支援等助成金

【新規制度の概要】

二) 不妊治療両立支援コース助成金の創設

① 環境整備、休暇の取得等

- ・ 不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「**両立支援担当者**」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための**社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知**を行うこと
- ・ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「**不妊治療支援プラン**」を策定し、**プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）以上**労働者に利用させたこと

6. 両立支援等助成金

【新規制度の概要】

二) 不妊治療両立支援コース助成金の創設

② 長期休暇の加算

休暇を20日以上連続して取得させ、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位
と同一又はこれに相当する地位に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

《支給額》

①環境整備、休暇の取得等：28.5万円<36万円>

②長期休暇の加算：1人あたり28.5万円<36万円>（一事業主あたり5人まで）

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

7. 人材確保等支援助成金

イ) テレワークコースの新設

【新制度の概要】

就業規則等によりテレワーク制度を整備した中小企業事業主であって、テレワーク勤務の実施に係る計画を策定・都道府県労働局に提出し、都道府県労働局から認定を受けた計画に基づき、テレワークを可能とする措置（就業規則等の作成・変更やテレワーク用通信機器の導入等）を行い、かつ、評価期間における対象労働者のテレワークの実績が一定の要件を満たした事業主に対し、**導入助成を支給**する。さらに、評価期間後1年間の離職率及び評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間におけるテレワークの実績が一定の要件を満たした中小企業事業主に対し、**上乗せで目標達成助成を支給**

7. 人材確保等支援助成金

イ) テレワークコースの新設

【新制度の概要】

《支給額》

○導入助成

- ・ 1企業当たり、テレワークを可能とする措置に要した費用の30%に相当する額
(上限：対象労働者数×20万円又は100万円のいずれか低い額)

○目標達成助成

- ・ 1企業当たり、テレワークを可能とする措置に要した費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）に相当する額
(上限：対象労働者数×20万円又は100万円のいずれか低い額)
(※) 「テレワークを可能とする措置に要した費用」は、雇用環境・均等局長が定める基準に従い算定した額。

7. 人材確保等支援助成金

ロ) 介護福祉機器助成コースの見直し

機器導入助成については、令和2年度限りで廃止

ハ) 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

令和2年度限りで廃止

二) 人事評価改善等助成コースの見直し

制度整備助成については、令和2年度限りで廃止

ホ) 設備改善等支援コース

令和2年度限りで廃止

ヘ) 働き方改革支援コース

令和2年度限りで廃止

8. キャリアアップ助成金

(1) 助成金の整理統合（資料①、②、④）

現行の障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース助成金）のうち「正規・無期転換」に係るものについて、新たに「障害者正社員化コース助成金」として**キャリアアップ助成金に統合**

現行の健康診断制度コース助成金及び諸手当制度共通化コース助成金について、「**諸手当制度等共通化コース助成金**」として統合

(2) 暫定措置の延長（資料⑤）

選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長コース助成金の暫定措置⇒**令和4年9月30日まで延長**

8. キャリアアップ助成金

(3)各コースの改正概要(資料③)

イ) 正社員化コース助成金の見直し

- ・ 対象となる有期契約労働者等が若者認定事業主における **35 歳未満の者である場合の加算を廃止**
 - ・ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合の加算に加え、短時間正社員制度を新たに規定した場合の加算を創設
- ※ 対象労働者の要件として、**転換又は直接雇用した後の賃金が一定の割合（3%）以上増額したものに限る**

8. キャリアアップ助成金

【改正後の内容】

-) 諸手当制度共通化コース助成金と健康診断制度コース助成金を統合⇒**諸手当制度等共通化コース助成金（資料④）**
※正規雇用労働者と共通の諸手当制度を適用した有期契約労働者等の人数に応じた加算については、健康診断は対象外
- ハ) 障害者正社員化コース助成金の新設（資料①、②）**
雇用する障害者について、正規雇用労働者等に転換し職場への定着を図るための措置を講ずる事業主に対し助成する障害者正社員化コース助成金を新設

9. 障害者雇用安定助成金（資料①、②）

- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース助成金及び障害者職場適応援助コース助成金）⇒令和2年度限りで廃止
- ・ 障害者職場定着支援コース助成金のうち、「正規・無期転換」に係るものは、キャリアアップ助成金の1コースとして新設する「**障害者正社員コース助成金**」に移行
- ・ 「職場支援員の配置」及び「職場復帰の支援」に係るものは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項の規定に基づき支給する**障害者介助等助成金**に移行
- ・ 障害者職場適応援助コース助成金については、同項の規定に基づき支給する**職場適応援助者助成金**に移行

10. 人材開発支援助成金

イ) 特定訓練コースの見直し

- ・中高年雇用型訓練⇒**令和2年度限りで廃止**
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主に対する助成率の引上げ⇒**令和2年度限りで廃止**
- ・特定分野認定実習併用職業訓練のうち、企業連携型訓練及び事業主団体等連携型訓練⇒**令和2年度限りで廃止**

ロ) 教育訓練休暇付与コース（長期教育訓練休暇制度）の見直し

- ・長期の教育訓練休暇制度について、**支給要件の緩和**（教育訓練休暇の取得日数の下限を 120 日以上から 30 日以上に変更）

11. 高年齢労働者処遇改善促進助成金

イ) 高年齢労働者処遇改善促進助成金の暫定措置

- ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する等の観点から、令和6年度までの間に限り、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則等の定めるところにより、当該高年齢労働者に適用される賃金規定等の改定に取り組む事業主に対して、高年齢労働者処遇改善促進助成金を助成

11. 高年齢労働者処遇改善促進助成金

【新設制度の概要】

《対象事業主》

その雇用する 60 歳から 64 歳の労働者に係る高年齢雇用継続基本給付金の受給総額が賃金規定等改定前後において、95%以上減少している事業主

《支給額》

当該事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の受給総額の減少額に、 $2/3$ （中小企業事業主にあつては $4/5$ ）を乗じた額

※ 令和5年度以降は減少額に、 $1/2$ （中小企業事業主にあつては $2/3$ ）を乗じた額

※ 6か月に1度、最大4回（2年間）まで申請可能。2回目以降も、初回の申請時に適用された助成率を適用。

12. 東日本大震災に伴う特例措置

一般訓練コース及び特定訓練コースの福島県に所在する事業主を対象とする特例措置については、**令和2年度限りで廃止**

13. 認定訓練助成事業費補助金

- ・ 東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げ⇒**令和4年3月31日まで延長**
- ・ 建設又は介護事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置⇒**令和2年度限りで廃止**
- ・ 令和元年度台風第19号により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げ⇒**令和2年度限りで廃止**